

# 知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務公募型プロポーザル業務仕様書

## 1 本書の位置づけ

本書は、知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務（以下「本業務」という。）において、知多市（以下「本市」という。）が要求する業務水準を示すとともに、本業務の公募型プロポーザルに参加する者等の提案に対して具体的な指針を示すものである。

## 2 業務内容

### (1) 業務名称

知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務

### (2) 業務概要

受注者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 実施設計業務（事前調査含む）

イ 建設工事

ウ その他の関連する業務

### (3) 実施設計業務（事前調査含む）

本業務の範囲は次のとおりとする。基本的な考え方は、知多市新庁舎等設計基本設計書「朝倉駅前立体駐車場計画」（別添資料1）（以下、「基本設計書」という。）を参照すること。また、基本設計において既に実施済みの項目については、(6)に示すとおりである。

ア 事前調査業務

（ア）雨水管事前調査（本管テレビカメラ調査工、試掘による位置調査）

（イ）電気、上水道、通信（電話回線、光回線）等に関わる関連機関協議

構内配管・引き込みは地中化を原則としている。

（ウ）その他本業務に必要となる調査

イ 実施設計業務

（ア）自走式立体駐車場及びそれに関連する施設（歩道乗入れ等自走式立体駐車場の利用に関わる施設も含む。）

（イ）駐車場管制機器、電気設備、消防設備、昇降機等、駐車場運営に必要な全ての設備（ただし、運営事業者での事後設置を想定している機器（別添資料2参照）については、本業務での設置対象外とするが、円滑に事後設置ができるよう機器の設置位置の確定、電源確保、インフラ配管（電気、通信）工事は本業務で実施すること。）

（ウ）造成・外構等の施設

（エ）運営事業者へのヒアリング（図面等の確認依頼を複数の運営事業者へ実施

し、意見等を必要に応じて計画に反映すること。)

(4) 建設工事（週休2日制工事（4週8休）を原則とする。）

（ア）自走式立体駐車場及びそれに関連する施設（歩道乗り入れ等自走式立体駐車場の利用に関わる施設も含む。）

（イ）駐車場管制機器、電気設備、消防設備、昇降機等、駐車場運営に必要な全ての設備（ただし、運営事業者での事後設置を想定している機器（別添資料2参照）については、本業務での設置対象外とするが、円滑に事後設置ができるよう機器の設置位置の確定、電源確保、インフラ配管（電気、通信）工事は本業務で実施すること。）

（ウ）電気、通信、上水道の配管・引込み

構内配管・引き込みは地中化を原則としている。

（エ）造成・外構等の施設（施工範囲は基本設計書参照）

（オ）既設構造物等の撤去及び処分（想定される埋設管等は別添資料3参照）

(5) その他の関連する業務

（ア）関係機関への手続き業務

建築確認申請、道路承認工事申請、駐車場法、建設リサイクル法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例ほか、事業に伴う各種申請等の手続き業務（手数料等の負担を含む。）

なお、人にやさしい街づくりの推進に関する条例については、適合証の交付を必須とする。

（イ）年度別整備計画書の作成

竣工後の維持管理を想定し、整備予定の立体駐車場の構造、設備などの各部位、設備の設置年、耐用年数（更新周期）、更新年度、必要な法定点検の項目及び頻度を整理すること。上記の整理した情報をまとめた年度別整備計画書（供用開始から15年間）を作成すること。

（ウ）住民説明等の近隣住民対応への協力等

(6) 実施済みの業務

	業務	成果品（別添）
（ア）	現況測量	資料4_地積測量図・公図
（イ）	地盤調査	資料5_知多市新庁舎等設計委託に伴う地盤調査報告書
（ウ）	地歴調査	受注者に示すものとする。

### 3 事業概要

(1) 敷地概要

所在地	知多市緑町 25-19、25-21 他の各一部
敷地面積	2770.95 m <sup>2</sup>

用途地域	商業地域
防火地域	防火地域
容積率	400% (都市計画法)
建ぺい率	80% (都市計画法)
その他	塩害地域

(2) 予定事業費

1, 017, 500, 000円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
内訳 令和7年度 実施設計 (事前調査含む)	17, 500, 000円
工事 (既存撤去・仮囲い)	33, 000, 000円
令和8年度 工事 (立体駐車場本体)	967, 000, 000円
合計	1, 017, 500, 000円

(3) 費用負担

別添「リスク分担表」を参照

(4) 予定建設工期

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

なお、立体駐車場本体の建設工事は隣接する新庁舎建設に伴う、外構工事の工期との関係から令和8年10月31日までに完了させること。

## 4 本業務の実施に関する方針

(1) 基本方針

朝倉駅周辺整備事業のうち中街区の整備と合わせて、駅周辺の駐車環境の向上のため、駅周辺施設利用者用の立体駐車場を整備する。

(2) 整備方針

ア 安全で使いやすい施設

- (ア) ユニバーサルデザインに対応し、人と車両の動線の交錯に配慮するとともに、サイン表示や管制設備などにより、分かりやすい施設とすること。
- (イ) 火災や自然災害に対して、建物の安全性能が確保された施設とすること。
- (ウ) 利用者に対する事故や防犯面からの安全性が確保された施設とすること。
- (エ) 出入りがしやすく、敷地内外において渋滞を極力発生させないよう配慮した施設とすること。

イ 駅前空間に配慮した施設

- (ア) 駐車場利用者が朝倉駅をはじめ、駅周辺の施設にアクセスしやすいこと。
- (イ) 周辺交通、雨水、日影、騒音、排出ガス、光害等、近隣への影響について配慮した施設とすること。
- (ウ) 市庁舎、駅舎、警察署など周辺施設との景観の調和に配慮すること。

ウ ライフサイクルコストに配慮した施設

- (ア) 建物の長寿命化、管理費の低減等の観点から、経済的な施設とすること。
- (イ) ライフサイクルコストの低減に配慮し、耐久性に優れた材料、設備機器とすること。

## 5 計画概要

### (1) 規模及び概要

#### ア 施設概要

施設名称	朝倉駅前駐車場
施設用途	駐車場（国土交通省告示第98号別添二第一号第1類）
階数	地上3層4段
収容台数	280台以上（軽自動車用駐車施設の割合は最大8%とする。）
主要構造	鉄骨造（国土交通大臣認定自走式立体駐車場、スキップ式）

#### イ 車いす使用者用駐車施設

車いす使用者用駐車施設は、5台以上設けることとし、屋外へ繋がる動線経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ地上階又はエレベーター停止階に設けること。

#### ウ 運用方針

当該駐車場は、朝倉駅周辺施設利用者用の有料駐車場とする。市公用車駐車場及び市役所来客用駐車場としては、原則利用しないものとする。

### (2) 機能・仕様概要

当該駐車場の構造及び設備は、駐車場法第11条に規定する技術的基準に適合すること。

#### ア 本体構造

項目	機能・仕様
建築物	・防耐火認定を取得した建築物（国土交通大臣認定品）とすること。
総合耐震設計基準	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年3月改定国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき、次の性能以上を確保すること。 構造体 III類 建築非構造部材 B類 建築設備 乙類
有効高さ	・車路における有効高さは2.3m以上とし、入口付近には高さ制限バー等を設置し、安全確保及び施設保護に配慮した設計とすること。
耐荷重量	・耐荷重及び転落防止策の衝撃荷重については、車

	両総重量 2.5 t 以下の車両について安全な構造とすること。
自動車出入口	・敷地への乗入口は市道 10503 線からとする。
階段	・階段は 2 箇所以上に設置すること。 ・階段は滑りにくく防音に配慮した素材とし、両側 2 段の手すりを設置すること。 ・景観等に配慮し、目隠し等の配慮をすること。
スロープ	・スロープが必要な場合は、真空コンクリート O 型 リング脱水刷毛引き仕上げ以上とすること。 ・傾斜部の縦断勾配は 17% 以下とすること。
転落防止対策	・自動車の衝突等によつても車両又は人が転落せ ず、安全であること。
管理室	・防犯、安全、機能維持の管理ができる環境とすること。 ・緊急時に外部と通信できる環境とすること。(イン ターネット回線、光回線又は電話回線等) ・1 名以上の有人配置が可能なスペースとすること。(2 m × 3 m 程度) ・空調設備を設置に必要な配管等の設備を設ける。
トイレ	・設けない。
その他	・日影や騒音等の影響を抑制する計画とすること。

#### イ 内外装

外装材	・知多市の玄関口にふさわしい景観形成に貢献し、新庁舎の横基調のデザインと調和する材料を選定すること。なお、基本設計書 2 ページ立面図に示されている有孔折板は参考とし、新庁舎の横基調のデザインと調和する材料を提案すること。 ・新庁舎の外観計画は別添資料 6 知多市新庁舎実施設計概要版に示す。また、新庁舎の外装材に採用予定の有孔折板の仕様は、次に示す。 有孔折板：UH15 @285 ポリエスチル塗装 ・耐久性及び耐候性に優れ、メンテナンスなどのし易さに配慮した材料を選定すること。 ・必要な箇所には塩害対策を施すこと。
外装デザイン	・外観デザイン及び色彩は、知多市の玄関口にふさわしい景観形成に貢献し、周辺環境と調和しなが

	<p>ら、利用者や周辺住民、通行者が親しみをもてるシンプルなものにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎の横基調のデザインとの調和を求める壁面は、北側及び東側とする。ただし、その他の壁面に対して計画することを妨げるものではない。</li> </ul>
周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視線や自動車のヘッドライトなどを遮る構造とすること。</li> </ul>
内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装は各部で照度、換気が確保され、サイン等が明瞭に視認できるものとすること。</li> <li>・利用者が駐車場所、駐車階層を容易に認識できるよう配慮した内装デザインとすること。</li> </ul>
床材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性及び防滑性に優れた材料を選定すること。</li> <li>・スリップ音や金属音を生じにくい材料を選定すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部に露出する設備配管等には塩害対策を施すこと。</li> </ul>

#### ウ 駐車区画・車路・動線計画

駐車区画 (1台あたりの寸法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通用自動車：幅 2.5m、奥行き 5.0m以上</li> <li>・軽自動車：幅 2.2m、奥行き 4.0m以上</li> <li>・車いす使用者用：幅 3.5m、奥行き 5.0m以上</li> </ul>
車路の幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面通行（スキップ式）：幅 5.5m以上</li> </ul>
駐車区画線等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15cm以上の溶融式区画線とすること。</li> <li>・駐車区画は駐車しやすいように配慮すること。</li> <li>・車いす使用者用駐車場の識別表示を設置すること。</li> </ul>
車止め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車の衝撃などで外れない構造とし、アンカー止めを原則とする。高さは8cm以上とする。幅は60cm以上で二輪分とも設置すること。</li> </ul>
自動車の動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な誘導のために車路には誘導線を設けるとともに、出入口、一時停止、徐行部分が認識できるように表示すること。</li> <li>・案内看板等のサイン、ガードパイプ、ポストコーン、カーブミラー等を適切に設置し、事故や渋滞の回避、円滑な移動や入出庫に配慮すること。</li> <li>・道路への滞留を避けるため、敷地乗入れから料金ゲートまでの導入路をできる限り長く確保する</li> </ul>

	こと。
歩行者の動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性に十分配慮すること。特にバリアフリーに配慮し、杖や車いす、ベビーカーの使用者等も利用しやすい計画とすること。</li> <li>・できる限り自動車の動線と分離すること。</li> </ul>

## エ 附帯設備

エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11人乗りのエレベーターを1基設置すること。</li> <li>・各階に停止すること。</li> <li>・車いす対応可能とすること。</li> <li>・防犯面に配慮した仕様とすること。</li> </ul>
場内案内板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車後の案内、車両出口の行き先案内、高さ制限・重さ制限の案内、歩行者の動線等を表示する案内板等を適切に配置すること。</li> </ul>
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照度は駐車場法施行令第13条の規定以上とすること。※車路10lx以上、駐車マス21lx以上</li> <li>・LED等環境に配慮した灯具とすること。</li> <li>・規定の範囲内で減点灯ができ、点灯、消灯は、運営に合わせタイマー等で制御できること。</li> <li>・周辺への光害等に十分配慮した灯具とすること。</li> </ul>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動力設備、分電盤、受変電設備、構内配電線路設備等について、防災性やメンテナンス性に配慮し、適切な位置に設置すること。</li> </ul>
消防設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法、消防法等関係法令の基準以上とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内に鳩等の野鳥が侵入した場合にも、糞害等が起こることのないよう適切な対策を施すこと。</li> </ul>

## オ 管制設備

出入庫管理装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後（令和8年度）に市で公募予定の運営事業者での事後設置を想定しているため、円滑な事後設置ができるように事前に機器の設置場所を決め、基本的な電源確保、配管工事、基礎工事は本業務で実施すること。</li> <li>別途、事後設置を想定する機器については、（別添資料2）を参照すること。</li> <li>・複数の運営事業者とヒアリングを実施し、情報通信設備等の調整、施工区分の整理を行うこと。</li> </ul>
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事業者でループコイルを施工する際、舗装・コンクリート打設作業において手順を調整すること。</li> </ul>
場内管制機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数方向から車両が合流するポイントには、警報音付警告灯を設置すること。警報音は、入切、音量調整及び時間調整が可能であること。</li> <li>・センサー対応の場内管制機器を設置する場合は、実施設計時の調整及び施工区分について、複数の運営事業者とのヒアリングを実施し、入出庫管理装置との情報通信関係の取り合い調整を令和8年2月までに行うこと。</li> </ul>
駐車場監視装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の重点監視を行うほか、駐車場各部、通路、階段、エレベーター内等も含む場内全体を見渡せるようカメラを配置すること。</li> <li>・録画機能を有し、2週間以上全カメラの映像データを管理室等に残すことができること。</li> <li>・車両ナンバーが認識できる画質とすること。</li> <li>・カメラにて監視中であることを掲示すること。</li> </ul>

#### カ 排水機能

排水機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構造は原則国土交通省建築設備設計基準と同等とし、開放部から降り込んだ雨水及び屋上階に降った雨水等が場内に溜まることのないようにすること。</li> <li>・開渠とする場合は、原則有蓋構造とし、最低断面を <math>250\text{mm} \times 250\text{mm}</math> 以上、5mに1箇所以上グレーチングを設けること。</li> <li>・暗渠とする場合は、原則C S B I型とし、最低断面 <math>\phi 250\text{ mm}</math> 以上とすること。</li> <li>・排水の合流点及び開渠と暗渠の接続点には、原則集水枠を設置すること。</li> <li>・車路横断部は、原則暗渠にすること。</li> </ul>
------	--

#### キ 外構

植栽帯(植栽、樹木など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽、樹木などの植栽帯は、新庁舎整備工事で施工のため、本業務の対象外とする。実施設計時に新庁舎整備工事スケジュール等との調整を図ること。</li> </ul>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計書「立体駐車場計画（外構）」を参照。</li> </ul>
余剰地、目隠しフェンス、鍵付扉、車路、西側外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務で実施すること。</li> <li>・基本設計書「立体駐車場計画（外構）」を参照。</li> </ul>
外灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への夜間安全利用のため、駐車場出入口の照度を確保すること。</li> <li>・設置にあたっては、震度計設置予定位置周辺の外構敷地に支柱を設置しないことを基本とする。</li> </ul>
歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内及び歩道との接続部は段差をなくし、歩行者等が安全に移動できるよう配慮すること。</li> <li>・乗入箇所の切り回しなどは土木課（無電柱化施設設計や歩道設計）と調整し、実施すること。</li> <li>・乗入箇所は、基本設計書に基づき無電柱化施設設計図面に反映済みである。乗入箇所の変更が生じる場合は、受注者にて、無電柱化施設設計図書及び積算図書を修正するものとする。</li> <li>・歩道は、駐車場出入口の切り下げ及び仮復旧まで行うこと。舗装の本復旧は、土木課が行う。</li> </ul>
撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状有姿で確認できる既設構造物（アスファルト舗装、マンホールなど）は撤去すること。（別添資料3参照。）</li> <li>・現状有姿で確認できない地下埋設物のうち支障となるものがある場合は、発注者と協議の上撤去すること。</li> </ul>
配管工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気及び通信の構内（駐車場本体及び外構部分）への配管工事を実施すること。</li> <li>・引込位置は、別添資料7無電柱化詳細設計成果品を参照。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立体駐車場の出入口から道路への車路勾配は緩やかになるように配慮すること。</li> <li>・清掃等の維持管理用の散水栓又は立水栓を計画すること。</li> </ul>

#### ク その他

準備工事（土工）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場本体工事を実施する前の準備として、盛土や整地等を実施すること。</li> </ul>
仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設工事及び無電柱化整備工事の工事工程</li> </ul>

	<p>を踏まえた仮設計画とすること。（別添資料8参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建設敷地境界に面する北側及び西側の仮設足場は、足場形状、作業ヤード、工事工程等について新庁舎施工業者と調整を行い、円滑に工事を実施すること。</li> <li>・新庁舎建設敷地境界に面する北側及び西側は山留め等適切な施工計画とすること。</li> <li>・土砂の仮置き場所として、知多市南部浄化センター敷地内（約2,000m<sup>3</sup>）を想定しているため、計画敷地と仮置き場所までの運搬費及び埋め戻しに使用しない土砂の処分費並びに運搬費を見込むこと。</li> </ul>
愛知県震度計について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県の震度計は、基本設計書に示す位置に市が設置する。設置に係る費用負担は市が負担するものとする。施工時期は令和8年度を予定しているため、実施設計段階で市と協議するものとする。</li> </ul>
防災安全計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、風水害、落雷、停電、火災等に配慮し、非常時の避難安全性を確保すること。</li> <li>・死角の少ない計画とするなど、保安管理について配慮すること。</li> </ul>
看板サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部案内板、各種誘導（注意）板、車両誘導表示等、利用者に分かりやすく機能的なものを設置すること。</li> <li>・「満・空」表示を駅ロータリー側から確認できる位置に設置できる設計とすること。（設置は運営事業者にて行う。）</li> </ul>
バリアフリー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階ともバリアフリーとする。駐車区画、昇降機、敷地内通路は歩行者等の安全性に十分配慮し、杖や車いす、ベビーカーの使用者等も利用しやすい計画とすること。</li> </ul>
環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料にはアスベスト、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを使用しないこと。</li> <li>・将来の解体時における環境汚染防止に配慮した材料等を選定すること。</li> </ul>

## 6 設計業務に関する要求水準

設計業務を行う者は、関係法令及び次の要求水準に基づいて業務を遂行すること。

### (1) 資格要件等

本業務の従事者は、次の資格等を有する者とする。

なお、建築士については、建築士法（昭和25年法律第202号、以下同じ。）第22条の2の講習の課程を修了した者とする。

#### ア 管理技術者の資格要件

建築士法による一級建築士

#### イ 担当技術者の資格要件

建築（意匠・構造）担当分野の業務を分担する担当技術者のうち1名以上は、建築士法による一級建築士の資格要件を有する者とする。

なお、管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。

#### ウ 再委託者の資格要件

##### (ア) 建築士法第2条第6項に規定する設計業務

###### a 建築士事務所

建築士法による一級建築士事務所

###### b 設計者の要件

建築士法による一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有する者

###### c 担当技術者

担当分野の担当技術者の資格要件は、イの資格要件と同じ。

なお、設計者は担当技術者を兼ねることができる。

##### (イ) 設計の補助業務

担当分野の担当技術者の資格要件は、イの資格要件と同じ。

### (2) 設計業務の内容及び範囲

#### ア 一般業務の範囲

##### 実施設計

###### (ア) 建築（総合）実施設計に関する標準業務

###### (イ) 建築（構造）実施設計に関する標準業務

###### (ウ) 電気設備実施設計に関する標準業務

###### (エ) 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務

#### イ 追加業務の内容及び範囲

##### (ア) 積算業務

###### a 積算数量算出書（建築、電気、機械）の作成

###### (a) 単価作成資料の作成

- (b) 見積の収集（相手先は事前に発注者の確認を受けること。）
- (c) 見積検討資料の作成
- (イ) 透視図作成（内観、外観）
  - A3判、内観、外観各1枚以上
- (ウ) 建築確認申請等に関する手続業務（提出・説明・照合・受領）
- (エ) 関係法令等に基づく各種申請手続業務
- (オ) 概略工事工程表の作成
- (カ) 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- (キ) 工事監理者への設計意図伝達業務

### (3) 業務の実施

#### ア 一般事項

- (ア) 提示された設計と条件、基本設計書及び適用基準等に基づき行うこと。  
なお、発注者は本業務の実施に当たり、次の資料のうち必要なものを受注者に貸与する。
  - a 基本設計書
  - b 敷地測量図（CADデータ含む）
  - c 地歴調査資料
  - d 別途、発注者が必要と認めるもの
- (イ) 積算業務は、発注者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行うこと。
- (ウ) 実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）を参考に、明示すべき施工条件を記載すること。

#### イ 適用基準等

本業務には、国土交通省及び愛知県が制定する、次に掲げる技術基準等の最新版を適用すること。受注者は、業務の対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

#### (ア) 共通

- a 愛知県
  - ・設計監理委託料算定基準
  - ・建築設計業務委託共通仕様書
  - ・公共建築工事特記仕様書
  - ・建築工事事務の手引
  - ・建築工事品質管理要領（資材編）
  - ・建築工事品質管理要領（施工編）
  - ・施工計画書作成の手引（建築工事編）
  - ・土木工事標準仕様書

- ・土木工事現場必携
  - ・設計業務等共通仕様書（土木）
  - ・人にやさしい街づくりの推進に関する条例・規則
  - ・電子納品運用ガイドライン
- b 大臣官房官庁営繕部監修
- ・官庁施設の設計業務等積算基準
  - ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
  - ・官庁施設の基本的性能基準
  - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - ・官庁施設の環境保全性基準
  - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
  - ・駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針
  - ・建築設計業務等電子納品要領
  - ・建築C A D図面作成要領（案）
  - ・公共建築工事共通費積算基準
- (イ) 建築
- ・建築工事設計図書作成基準
  - ・敷地調査共通仕様書
  - ・建築設計基準
  - ・建築構造設計基準
  - ・建築工事標準詳細図
  - ・構内舗装・排水設計基準
  - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (ウ) 建築積算
- ・公共工事積算基準
  - ・公共建築数量積算基準
  - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
  - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- (エ) 設備
- ・建築設備計画基準
  - ・建築設備設計基準
  - ・建築設備工事設計図書作成基準
  - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
  - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事）

- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- ・建築設備設計計算書作成の手引

(オ) 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

ウ 業務計画書等

- (ア) 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる書類を提出するものとする。
  - a 業務計画書（契約締結後5日以内）
  - b 業務工程表（契約締結後5日以内）
  - c 管理技術者選任届（契約締結後5日以内）
  - d 業務実施体制表（契約締結後業務着手までに）
  - e 再委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
  - f その他、発注者が必要に応じ指定する書類
- (イ) 受注者は、業務工程表の作成に当たり、建築確認申請等の手続きが必要な場合にはその所要日数を、また、発注者が行う成果物等の検査のための日数をそれぞれ確保するものとする。
- (ウ) 受注者は、前項の業務工程表の作成について、あらかじめ発注者と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- (エ) 受注者は、提出した業務工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合は、期間内に業務が完了するよう、速やかに発注者と工程の見直し協議を行わなければならない。
- (オ) 受注者は、本業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、業務工程表の作成に当たっては、再委託者と十分調整した上で、発注者と協議すること。業務工程表を変更する場合も同様とする。

エ 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その都度速やかに記録を作成し、発注者に提出すること。

- (ア) 業務着手時
- (イ) 仕様決定時
- (ウ) 2週間に1回程度（設計・施工期間中）

- (イ) 工事完了時  
(オ) その他、発注者又は受注者が必要と認めた時
- 才 実施設計成果品  
(ア) 成果品  
別添「知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務成果品一覧」のとおりとする。
- (イ) 成果品の提出場所  
知多市都市整備部都市計画課
- (ウ) 成果品の取り扱いについて  
提出された成果品は、発注者が市民等への説明及び完成後の維持管理のために使用することがある。
- カ その他、業務の履行に係る条件等  
(ア) 指定部分の範囲及び履行期限  
発注者は、特定の部分について履行期限を設けない。ただし、並行して実施する予定の新庁舎建設工事等と施工上の調整が発生する場合には、発注者は、速やかに受注者に報告の上、新庁舎建設工事等の受注者との調整の場を設けることとし、受注者はこれに応じるものとする。
- (イ) 写真の著作権の権利等について  
受注者は、写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。  
a 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報等に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。  
b 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）  
(a) 写真を公表すること。  
(b) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (ウ) 構造計算について  
構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に、発注者の確認を受けなければならない。
- (エ) 特別経費について  
本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。  
a 構造計算適合性判定手数料（想定）  
403,000円（大臣認定プログラム以外による構造計算）  
(内訳：駐車場棟243,000円、昇降機棟160,000円)

## 7 建設業務に関する要求水準

## (1) 建設業務に関する事項

### ア 業務全般

- (ア) 建設業務を行う者は、発注者の監督員（以下「監督員」という。）と隨時連絡をとりながら業務を遂行すること。
- (イ) 関係法令の遵守はもとより、工事関係者及び近隣住民の安全確保、地球環境保全への配慮をすること。
- (ウ) 建築に必要な各種申請等の手続きを工事工程に支障のないように実施し、必要に応じ各種許認可等に資料の写しを添付したものを監督員に提出すること。
- (エ) 工事資機材の搬出入の際は、工事区域外での車両の駐車、工事に使用する道路の維持・管理及び清掃について自主管理を徹底すること。
- (オ) 近隣住民に対し、説明に必要な資料等の作成を行うこと。
- (カ) 騒音、振動の発生又は粉塵の飛散等に係る対策を行い、近隣への影響を最小限にすること。
- (キ) 工事施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。
- (ク) 工事関係者等の安全を十分に確保すること。
- (ケ) 工事完成後、法的に必要な完了検査、検査済証取得等の手続きを遅滞なく行うこと。
- (コ) 完了手続後、監督員のほか、発注者が発注する請負工事の検査に関する規定により検査を受けること。

### イ 特記事項

- (ア) 愛知県公共建築工事特記仕様書（愛知県建設企画課）に準じて実施すること。
- (イ) 関連法規に基づいた設備計画とするとともに耐久性・更新性に配慮したものとすること。
- (ウ) 建設発生土の処分にあたっては「建設リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理すること。
- (エ) 建築工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）及び関連法規の規定を遵守し施工すること。

また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）の建設機械については、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。

- (オ) 排ガス対策型建設機械を使用すること。
- (カ) 工事中は工事現場の周囲に仮囲い（高さ1.8m以上）を設置すること。
- (キ) 工事中は必要に応じて汚泥の流出対策を行うこと。
- (ク) 工事施工に伴う工事用材料等の置場は、受注者にて必要な置場を独自で確保すること。市有地の活用を希望する場合は、あらかじめ発注者に協議すること。

(2) 提出書類等

ア 提出書類

別添「知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務成果品一覧」のとおりとする。

イ 提出場所

知多市都市整備部都市計画課

ウ その他

監督員の指示による

エ 資料

発注者の指示による

(3) 打合せ及び記録

ア 発注者と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

(ア) 業務着手時

(イ) 業務計画に定める時期

(ウ) 発注者又は受注者が必要と認めた時

イ 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、対象工事の受注者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(4) 業務計画書

業務計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 業務一般事項

(ア) 業務の目的

(イ) 業務計画書の適用範囲

(ウ) 業務計画書の適用基準額

(エ) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、業務計画書の適用範囲及び計画内容に変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

イ 業務工程計画

業務工程表に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事の実施工程表の内容を十分検討した上で作成すること。検討に用いた実施工程表についても参考として添付すること。

ウ 業務体制

(ア) 受注者側の管理体制

受注者管理体制系統図に必要事項を記載する。（未定の場合は、その旨表記し、後日発注者と協議にすること）

(イ) 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必事項）を記載する。現場定

例会議に参加しない場合は、受注者が監理技術者等と施工状況の確認の為適切に連絡をとる方法について記載する。

(ウ) 管理技術者等の経歴

管理技術者経歴書、担当（技術）者名簿 に必要事項を記載する。

(エ) 業務フロー

監督員により指示された内容のフローとする。監督員より当該部分の写しを受け取り、内容を把握の上、添付する。

(5) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し、発注者に提出し、検査に立会う。